

議員提出議案第 8 号

主権者教育の確立と投票機会の拡充を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成 28 年 7 月 4 日

提出者 立川市議会議員 古屋直彦
伊藤大輔
木原 宏
山本みちよ
上條彰一
福島正美

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条の規定による。

主権者教育の確立と投票機会の拡充を求める意見書

公職選挙法が改正され、選挙権年齢が18歳に引き下げられました。1946年に選挙権年齢が20歳以上の男女とされて以来、70年ぶりの大改革です。18歳選挙権の実現は、若年層の社会参加、政治参加を推進させ、民主主義をさらに発展させるためにも、大いに期待されるものです。

18歳選挙権を契機として、若者が主権者として政治に参加し活動できるように、国や地域、社会における現実の課題や争点について自ら考え、判断し、行動する自立した市民としての能力を育てるための主権者教育を、初等中等教育段階から確立する必要があります。

総務省と文部科学省は、学校現場における政治や選挙等に関する学習内容の充実を図るとして、副教材等を作成し配布していますが、国は教育現場が安心して主体的、積極的に主権者教育を進めることができるような仕組みづくりを行うべきです。

また、国が投票機会の拡大に向けて、高校・大学等や大規模小売店舗などでの期日前投票所の増設や投票時間の弾力化等の検討することを強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年7月4日

立川市議会

議長 須 崎 八 朗